

介護保険で安心リフォーム！



OKUYAMA

2021-開雲見日

暗雲を吹き払って、再び光明や希望を見出す事

ご存じですか？

「介護保険住宅改修制度」を利用すると

介護リフォーム費用の一部が支給されます！

※要介護認定者が居住する住宅の対象工事が対象、支給限度額は20万円、工事費用のうち負担割合（1～3割）分が自己負担となります。



厚生労働省「介護保険住宅改修制度」とは

介護保険の対象となる住宅改修をすると、費用の一部が支給されます。
支給額は9割（一定の所得がある人は8割、とくに所得が高い人は7割）です。
ただし、要支援・要介護区分に関わらず「支払限度基準額」は20万円と定められています。
お住まいの市役所に、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて申請書を提出し、
工事完成後、領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を提出します。

まずは市役所の介護課や
地域のケアマネジャー
にご相談ください！



◆手すりの取付

屋内や玄関までのアプローチ



手すり取付

9,000円～

◆段差の解消

屋内の床や玄関までの
屋外スロープなど



床材変更（6畳）

160,000円～

◆引戸等への扉の取替

開き戸を引戸等にする
ドアノブの交換
戸車の設置など



ドアノブ交換

7,000円～

◆洋式便器への取替

和式便器からの変更



◆床又は通路面の材料の変更

畳からフリーリングに変更



その他、浴室の床を滑りにくい材料に変更するためのユニットバス工事や、屋内外の床を滑りにくい床材に変更する工事など

◆他これらに付帯する工事

手すり取付のための壁の下地
浴室の床の工事に伴う給排水工事など

見積もり・申請代行
無料です！

奥山工務店では、三浦市と横須賀市内の工事の場合
役所より直接支給額を受領することができ
お客様への請求金額が自己負担額（※）のみとなります。
役所への申請手続きも無料で代行いたします。



※負担割合に応じた工事費と消費税となります
保険適応外工事費は全額実費となります



Happy Halloween



仮装してご来店のお子様（先着20名）に、お菓子をプレゼントします！

日時：10月29日（金）16時～18時 場所：奥山工務店入口（ポスターが目印）

合言葉は
Trick
or
Treat



—あなたの住まいづくりをお手伝いします—

株式会社
奥山工務店

〒238-0101
三浦市南下浦町上宮田1584

TEL : 0120-046-898
TEL : 046-889-0720（代表）
FAX : 046-889-1047
URL : <http://www.okuyama-co.co.jp>

